

岡山港福島・高島地区港湾施設 指定管理者募集に関する質問事項への回答

No.	質問	回答
1	<p>指定管理期間内において岡山港福島・高島地区ではどのような港湾事業の計画がありますか。また、指定管理施設の更新や修繕等の予定があれば実施時期とともにお示しください。</p>	<p>引き続き計画的に事業を実施することとしていますが、現在令和8年度事業について検討を行っているところであり、具体的な計画や予定をお示しすることは、現時点では困難です。</p>
2	<p>岡山港の港湾施設の維持管理計画を策定されていますか。策定されている場合には施設点検等の資料としたいので指定管理施設に係る定期点検結果(点検診断簿等)を指定管理者に教えていただくことは可能ですか。また、定期点検を実施していない指定管理施設については施設の現状をどのように認識していますか。</p>	<p>航路、岸壁、物揚場等の港湾施設については、維持管理計画に基づいて定期点検を実施し、優先度の高いものから更新や修繕を実施することとしています。</p> <p>定期点検の結果については、次期指定管理者から依頼があった際に、その目的、用途等を踏まえ、提供を検討します。</p>
3	<p>指定管理施設である係留施設を利用している船舶から物揚げ場や岸壁の水深が浅くなっているところがあるので岡山港には入りたくないという声がありますが、これについて県の認識はどうですか。</p>	<p>係留施設の浚渫については、緊急性や施設の利用状況等を踏まえ、順次実施することとしています。</p>
4	<p>物価の高騰や県納付金の増額等に対処するためには経費縮減に加えて収入を増やす必要があると考えますが、現状では野積場等にはほとんど空きがなく指定管理者の自助努力だけで収入を増やすことは困難です。県は、岡山港の振興策や活性化策についてどのように考えていますか。指定管理制度以外に指定管理施設を含む港湾施設の利用促進策についてはどのような施策を考えていますか。</p>	<p>現在福島地区の埋立事業を進めており、これにより産業の振興、物流機能の強化が図られると考えています。また、各港湾施設の現状を踏まえ、利用者が利用しやすい港となるよう順次更新や修繕を行っています。</p>

5	<p>基準納入額は収入基準額と支出基準額の差額です。この考え方では指定管理者の利益として31千円が見込まれています。県が定めた指定管理者制度運用の手引きには「指定管理者が過度の収益を得ることのないよう」との記載がありますが、指定管理業務で利益を出すことについて県はどのようにお考えですか。また、過度の収益とは具体的にはどれくらいの金額ですか。</p>	<p>指定管理者制度は民間のノウハウを活用して、効果的、効率的な施設運営を行うことを主な目的としています。</p> <p>標準的な運営において基準納入額を含めた収支が均衡することを想定しており、指定管理者による効率的な運営により利益を計上し、その一部が指定管理者自身の利益となる仕組みとしています。</p>
6	<p>収入が現状から大きく伸びる見込みがない中で基準納入額は142,200千円(19,000千円増加)となっています。利用料金等収支状況を見てもこれまでの県への納入額と比べて1千数百万円の差があります。基準納入額を納入した場合には特別な支出がなくても大幅な赤字が見込まれます。指定管理者の経営努力にもかかわらず赤字が継続するような場合には、県として基準納入額の見直し等、何らかの方策を検討することは可能ですか。</p>	<p>募集要項にも記載していますが、物価変動や金利変動等に伴うリスクは指定管理者が負担することとしており、大規模な事故、甚大な自然災害等に対応する必要がある場合を除き、基準納入額の変更は予定していません。</p> <p>対応を要する具体的な事案が発生した場合は、次期指定管理者から協議をいただくこととなります。</p>

7	<p>募集要項の 12 業務分担とリスク分担に関する事項のうち表2リスク分担に関する事項において物価変動等による経費の増については、指定管理者がリスクを負うこととされていましたが、賃金・物価スライドが導入されることによりリスクの軽減が見込まれます。ところで、指定管理施設の施設利用者の撤退や突然の倒産に伴う未収金の発生などの収入減少のリスクについては、表2には記載がないことから、これらについては指定管理者がリスクを負うという理解でよいでしょうか。また、施設・設備の損傷についてはリスク分担に関する事項が定められていますが、施設・設備の損傷に伴う収入減少についてはどのように考えればよいでしょうか。</p>	<p>指定管理業務における料金徴収を行う上で通常見込まれるリスクについては、一般的な企業活動と同様、貸倒引当金や付保などによりリスク分散を行うことが想定され、応募時に提出する収支予算書において適切に見積もっていただくこととなります。</p> <p>具体的な事案における通常は想定できないようなリスクについては、次期指定管理者から協議をいただくこととなります。</p>
8	<p>利用者の倒産等が起きれば放置された貨物等の片付けが必要になる場合があります。また、施設が利用できないことによる売上機会の喪失も考えられます。支出基準額にはこのような想定外費用の発生が見込まれていますか。見込まれていないならばその理由は何ですか。また、売上機会を失うことについてはどう考えますか。</p>	<p>指定管理業務を行う上で通常見込まれるリスクについては、一般的な企業活動と同様、貸倒引当金や付保などによりリスク分散を行うことが想定され、応募時に提出する収支予算書において適切に見積もっていただくこととなります。</p> <p>支出基準額においては、過去の実績を踏まえた費用を見込んでおり、通常見込まれる費用は算定されていると考えています。</p>

9	<p>収入実績が収入基準額を超えているのは令和6年度だけです。これは、国の公共工事に伴う臨時的な施設使用が多かったため収入が増加したものです。このような臨時的な収入は事前に想定できません。収入基準額の算定において、想定できない臨時的な収入まで含めているのであれば金額は過大となっていると考えますが、これを含めて計算しているのはなぜですか。</p> <p>収入基準額は、(収入額－臨時的収入額)×(1－未収金発生率)で計算すべきではないですか。</p>	<p>臨時的収入を定義することは困難ですが、収入基準額においては、複数年にわたる過去の実績を踏まえた収入を見込んでおり、単年度の収入が増減したことによる影響は限定的と考えています。</p>
10	<p>施設使用料の期間限定での引き下げについては県の承認を受けて実施していますが、承認時には何の条件も付いていません。なぜ、収入基準額に値下げによる減収分が含まれているのですか。施設使用料の期間限定での引き下げは、指定管理制度導入によるサービス向上策として実施しており、利用者からも好評です。値下げを止めることはサービス低下につながると考えますが、値下げについての県の考えをお聞かせください。</p>	<p>収入基準額は標準的な利用料金に基づいて見込んでいるところ、指定管理者が行う施設使用料の期間限定の引き下げについては、利用者へのサービス向上として、指定管理者の申請に基づいて県が承認しているものです。</p> <p>期間限定の使用料引き下げを行うかどうかは、次期指定管理者において収支状況等を踏まえた上で適切に判断されるものと考えています。</p>

11	<p>福島地区で県の造成工事が始まると聞いています。この工事により係留施設や野積場の使用が制限され、収入が減少するのではないかと心配しています。そのリスクも指定管理者が負うのですか。支出基準額の算定にあたりこれを減額要因として見ていますか。見ていないのならばその理由は何ですか。県が収入基準額または支出基準額の算定において、収入または支出の増額要因または減額要因として具体的に考慮したものがあれば教えてください。</p>	<p>ご質問の工事については、係留施設や野積場の使用に影響が出ることは想定していませんが、具体的な事案が発生した場合は、次期指定管理者から協議をいただくこととなります。</p> <p>収入基準額、支出基準額については、標準的な利用料金を基に、物価や賃金の変動等を見込んでいます。</p>
12	<p>県が未収金の発生リスクや想定外費用を見込まないのであれば指定管理者が収入を増やしそのリスクや費用増加に対応せざるを得ません。その方法として、県が定めた基準額を上回る利用料金の設定や指定管理者の裁量に任されている料金減免の取り止めが考えられますが、県の考えはどうですか。</p>	<p>指定管理者が徴収する利用料金については、条例で定める基準額の0.5倍から1.5倍の範囲内で指定管理者が定め、減免基準とともに県の承認を受けることとしています。</p> <p>どのような利用料金や減免基準を設定するかは、次期指定管理者において収支状況や利用者のニーズ等を踏まえた上で適切に判断されるものと考えています。</p>
13	<p>指定管理業務で赤字が継続すれば指定管理期間の途中で指定管理業務の継続が困難となることが考えられます。その場合には募集要項11のどの措置が適用されますか。</p>	<p>指定管理者の責めに帰すべき事由か否かにより対応が異なることもあり、対応を要する具体的な事案が発生した場合は、次期指定管理者から協議をいただくこととなります。</p>
14	<p>岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書の別表1において消防用設備については法定点検を実施することとされていますが、他に法定点検を実施するものがあれば根拠法令とともにお示しください。</p>	<p>現時点においては、消防法に基づく消防設備点検と電気事業法に基づく電気工作物保安管理が必要と認識しています。</p>

15	<p>岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書の別表2において上屋等建築物については屋根ふき材等の変形、腐食の有無を点検するようになっています。遠方からの目視点検では外側を細部まで点検することは不可能です。また、屋根に上っての点検作業や高所作業車を使つての点検には資格や経費が必要です。どの程度の点検が求められますか。</p>	<p>点検対象の状態を踏まえ、次期指定管理者において適切に対応いただくこととなります。</p>
16	<p>これまでの質問に記載したとおり、収入が現状から大きく伸びる見込みがない中、募集要項中の収入基準額、基準納入額ともに過大であり非現実的な数字と思われます。過去の実績や今後の収入見込を勘案し、両金額の妥当性を再検討することについて県の考えをお聞かせください。</p>	<p>収入基準額、支出基準額においては、過去の実績を踏まえた金額を見込んでおり、基準納入額を含め非現実的なものとは考えておりませんが、今後の施設運営の状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいります。</p>